

第四一回

参第三号

商店街振興組合法の一部を改正する法律（案）

商店街振興組合法（昭和三十七年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「第十一条第二項の場合を除き、以下同じ」を「以下この項において同じ」に改める。

第十一条第二項を削る。

附則第二条を次のように改める。

第二条 削除

附則第三条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を第二項とし、以下順次一項ずつ繰り上げる。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

商店街地域における小売商業又はサービス業等の事業を振興するために商店街振興組合と商工会又は商店街振興組合連合会と商工会議所との重複設立を認めるようにする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。